北名古屋市監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成30年9月13日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

社会福祉法人師勝福祉会(以下「師勝福祉会」という。)における財政的援助に 係る出納その他の事務で、主として平成29年度執行の事務

2 監査の期間

平成30年6月1日から平成30年6月25日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体(師勝福祉会)を所管している福祉部社会福祉課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した結果において、社会福祉課及び師勝福祉会の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体(師勝福祉会)の概要及び補助金の推移並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要

【目的及び事業】

師勝福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成11年4月1日に設立され、主に次の事業を行っている。

ア 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営(生活介護事業)

イ 公益を目的とする事業

日中一時支援事業の受託(社会福祉事業と一体的に実施)

* □印は市からの補助金の該当事業である。

【法人経営の原則】

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(2) 補助金の推移

(単位:円)

補助金の名称	北名古屋市障害福祉サービス 事業所運営費等補助金
平成29年度	5, 586, 000
平成28年度	5, 388, 000
平成27年度	3, 348, 000
平成26年度	2, 638, 800
平成25年度	2, 772, 000

(3) 監査の結果

<師勝福祉会>

ア 非正規職員の雇用通知について、継続雇用されている者の中に通知書の控え が見当たらないものがあった。

イ 生活介護サービス提供実績記録票について、一部の利用者の記録票が見当た

らなかった。

意 見

<所管課:社会福祉課>

社会福祉法人について、地方自治法の出納閉鎖時期と社会福祉法の決算承認時期が異なることから、指定の期限内に実績報告書を提出することが困難であるため、規定の改正を含め、事業内容の適正性を確認できるよう事務処理方法を検討されたい。